

「サイバーセキュリティの日」について

平成 26 年 1 月 23 日
情報セキュリティ政策会議決定

国民一人ひとりが情報セキュリティについての関心を高め、理解を深めるため、毎年2月を「情報セキュリティ月間」として、期間中、政府機関はもとより、広く他の関係機関、団体等の協力の下に、国民各層の幅広い参加を得た取組を集中的に推進してきている。

こうした中、サイバー空間を取り巻く環境が急速に変化し、リスクの深刻化が社会的課題となってきたことから、同月間の最初のワーキングデー※を「サイバーセキュリティの日」とし、月間の趣旨を広く国民に啓発するとともに、特に、深刻化・高度化するサイバー空間の脅威やその対応策等について理解を深めることを目的として、サイバー空間の安全に資する取組を重点的に行うこととする。

なお、「「情報セキュリティの日」について」（平成18年10月25日情報セキュリティ政策会議決定）は廃止する。

※ ワーキングデー…土曜日、日曜日及び祝日を除く平日